

当直用寝具賃借 仕様書

本仕様書は、当直用寝具賃借の内容を示すものである。また、本仕様書事項および本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、貸主、借主協議の上解決するものとする。

賃貸借物件

1. 当直用寝具 1式

当直用寝具 1日9組予定

品名	数量	規格	寸法	適用
掛布団	1	ウォッシュャブル布団	140×200	
オムニマット一層式	1	OH-881M	80×780×1910	
枕	6		28×45	
シーツ	3	T/C 121 本晒	160×285	
包布	3	T/C 121 本晒	150×207	
枕カバー	1	T/C 121 本晒	40×67	

寝具類の洗濯補修等の基準

品名	回数	洗濯・補修の基準	洗濯数量の基準
掛布団	年1回	丸洗	1,000枚/年まで
オムニマット一層式	年1回		
枕	年1回	丸洗	1,000枚/年まで
シーツ	週1回	洗濯	
包布	週1回	洗濯	
枕カバー	週1回	洗濯	

履行期間

1. 令和 8年 4月 1日から令和 11年 3月31日

暴力団等不当介入に関する特記仕様書

尾鷲市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第7条第1項の規定により、受注者は、本市と締結した契約等の履行に際して、受注者又は下請負人等が暴力団、暴力関団体関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- (1) 受注者は、暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに所管の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により所管の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに注文者に報告すること。注文者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受注者は、暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。